

9 I・3・1（書状・書付・近世・近代・一括）

この項では、整理番号六 あゝ六七の三六 点を整理した。
本項目には、近世または近代に作成された書状・書付類のうち、高
木家関係者によつて一括整理されており、個々の文書の分類項目が多
数に及ぶため既設分類項目で整理不能な文書が分類されている。

今回整理された内容も、大項目B（支配）～H（明治）すべてに及
ぶもので、小項目では、郡長や学区取締、家計・農業・日記などH
（明治）を網羅している。詳細については、該当する各小項目の整理
進捗にあわせ、別途紹介する。

（四四）

上で、京都町奉行支配下の桂家へ養女（桂女）として入れる一件関係がある。しかしこの桂女に関する目論見は、天保改革の影響をうけ、幕府に照会したものの認められず、天保十四年（一八四三）八月に断念されている。

6 補G・1・2（財政・収支・蔵米収支）

この項目では、年貢米の収支に関わる文書について、整理番号六五八〇七 二の四八点を整理した。

内容的には、「御蔵米納払帳」のような年間の収支決算を記録する帳簿類のもととなる、領民からの蔵米の納入と受取、膳米や儀式供物米、扶持米としての出米などに関する案件毎の書付が中心である。年代の明らかなものは、安政年間の数点にすぎず、大半が年欠であるが、作成・宛名からみると、一九世紀に入ってから文書が多い。

7 I・1・6（書状・書付・近世・その他）

この項目では、廃藩置県時まで作成された書状・書付類のうち、作成主体（幕府・高木家・他家・寺社公家・百姓町人など）が混在した一括文書を対象とし、整理番号七あ〇一の一九七点を整理した。

今回の整理では、文久期を中心に、高木経貞・貞広の二代にわたる時期のものを収めた。内容的には、多数の項目に分かれているが、ここでは一例として、維新変革に揺れる旧旗本領主の心中を吐露したものと、明治二年（一八六九）の時郷騒動の際、北高木家を預かる福三郎貞政が西高木家当主貞広に宛てた書状を紹介しておく。

（端裏）「高 万水君 高木朴溪

内信

（前略）時郷甚奈も追々御承知可有之儀ニ付文略仕候、何分ニモ異論已相企テ切々苦々敷儀ニ有之候、此頃中笠松県へ拾四五人も罷出居候得共、昨夕迄八引取り不申趣、其之内吉人昨夕引取候様子ニ付、内々夫々探索申付候へ共、頓と様子相分り兼申候、何分悪心ニ而押通し可申内存ニ有之候間、今日之処何れとも相治り候とモ、

詰り八又々苦々敷儀已出来可申、困却之至り御賢察置可被下候、左と申候而も今日之処ニ何とも手之付様も無御座候間、傍觀が致方無御座候半か何分ニモ面目無之仕合ニ而、世間江も赤面之至り奉存候、等々御勘考置可被下候、扱又兼御内話申上置候敝屋皆々引越之儀も、兎角決意之場ニ至り兼候得共、何分今日之姿ニ而も難捨置候間、彼是と評儀申候得共良策も無之候ニ付、先々一寸先八闇夜ニ而突当り之覚悟ニ而、来月初旬之内ニ一先内々引越可申決意ニ相成候間、左様御承知置可被下候、万一右ニ付御仕向等も被成下候思召も被為有候八、御時節殊ニ先内々之儀ニ有之候間、御見合置被下候様仕度奉存候、世間一様と八年申も、時・多良之人氣八格別ニ上下とも悪敷、実々歎敷儀と存候、併々様成行可申儀も道理とも被存候、何れ不遠上京仕候間、得賣面殊々御物語り相願可申奉存候、早々頓首
十月十一日

8 I・2・1（書状・書付・近代・一括）

この項目では、整理番号七あ〇八の二八七点を整理した。

今回整理した一括文書の作成年代は、一八八九年（明治二二）から九三年（同二六）頃までと、一九〇九年（同四二）から一五年（大正四）までのものに分かれる。前者は、当該期の当主高木貞正が郡長を務めていた時期であり、その多くを郡界問題や人事案件などの公務関連史料が占めている。また、九一年一月二八日に起きた濃尾地震に関する史料として、見舞状の応答のほか、復旧工事の不始末や災害時の免租規定をめぐる案件などが含まれている。

後者については、大半が真正の公職を離れていた時期（一八九四年に衆議院議員を辞職して一九一三に村長に復帰するまで）にあたるため、内容的には、真正の私的な書状・書付の控、都市生活者となった家族や親族間の交信、日常的な金銭出納に関する史料など、その多くが家政関係史料で占められている。

者一村亡所ニ相成候程之儀者取締置、御支配様江御内慮伺候哉

一 徒党之節取締人数手合不行届節、諸家様江御人数御差出御取之儀、御頼込八何れ之御筋江相頼候哉之事

(付札)「此巻ケ條八相除可申候事」

一地頭方村々とも申渡之筋不相請節取捌事

但シ庄屋共者請仕候得共、小前一統不相請節

四月十八日

右之通書付也

但、十九日朝御引合之上巻ケ條相減

また、領主借財(紀州藩名目金)を農民に転化したことから起きた弘化二年一揆については、『岐阜県史 通史編』や伊藤忠士「弘化二年多良九力村一揆史料(一)〜(七)」、『名古屋大学教養部紀要』一四〜二、一九七〜七六年)に詳しいが、今回の整理により、一揆の概要記録及び寺社奉行差紙の授受や一揆の風評に関する史料を追加することができた。さらに、明治二年の時郷六か村による笠松県出訴(西田真樹「明治初年美濃国旗本領における農民の諸要求」『信濃』三一六、一九七九年、参照)についても、出京中の当主付役人と多良との交渉内容やその経緯を明らかにする史料を得た。

このほか、寛政一年(一七九八)の西美濃下川騒動の聞書、文政六年の紀州百姓騒動を伝える尾張藩儒秦鼎の書状などがある。

4 補D・2・1(勤役・参勤・参府)

この項目では、参勤交代に関わる文書三三点を整理した(整理番号二二四〜二三四)。

参勤交代は、交代寄合にとって必ずしも必須の属性ではないが(西田真樹「交代寄合考」『宇都宮大学教育学部紀要』三六、一九八六年)、高木三家の場合、遅くとも寛文八年(一六六八)以降は、二家と一家で隔年に参勤する規定となっていた。ただし、三人のうち一人が幼少で家督を継いだ場合は、彼が初目見するまで他の二人が交互に参勤し、初目見が許されると、その年の当番の一人に伴われて参勤し、以後はこの二人とほかの一人が交互に参勤を繰り返すことになる(「解題」

『高木家文書目録』巻二)。

今回整理したなかで最も古い年紀を持つものは、前述した寛文八年の参勤指令に関わる老中奉書の写(左掲)である。

(袖書)寛文八戊申年八月十八日

一筆令申候、参勤之儀被相伺之候、及上聞候処、三人之内来月一人、来年夏中両人、如此向後替々参府可仕之旨被仰出候、可被存其趣候、恐々謹言

八月十八日

板内膳正

重矩(花押)

大但馬守

数直(花押)

久大和守

廣之(花押)

稲美濃守

正則(花押)

高木四郎左衛門殿

高木藤兵衛殿

高木新兵衛殿

5 補F・10・2(家政・吉事・養子縁組)

この項目では、高木家の養子縁組を対象に整理番号一一一〜一四四の三九点を整理した。

内容としてまとまったものはないが、安永七年(一七七八)に尾張藩家臣榊原兵庫盛綱の養子となった九代篤貞四男金弥、天保九年(一八三八)に十一代経貞養子となった大垣藩主戸田采女正氏庸九男の芳之助貞隆、明治二年(一八六九)に十二代貞広養子となった近江水口藩主加藤能登守明実の実弟賢次郎(鉄太郎、明治四年六月死去)、明治四年に同じく貞広養子となった尾張藩家臣成瀬能登守正敦四男の福之助貞正、の四件に関するやりとりが含まれている。

このほか、北高木家から二條御殿番三輪市十郎方への急養子一件や「尾州御続合」石原右衛門作の娘於元を、名目的に高木家養女とした

公開する計画である。

二つめは、東高木家文書の整理に着手したことである。当該文書は、戦前の一九三一年前後（推定）に東高木家から放出され、散逸のおそれがあることから、治水史に深い関心を寄せていた高須輪中の森川家に引き取られ、保存されてきたものである。これまで、自治体史等で部分的には利用されているが、その全貌は知られていない。そこで、名古屋大学所蔵西高木家文書と密接な関係にあることから、地域貢献特別支援事業の取り組みとして調査許可を求めたところ、現蔵者である森川勝之助氏の了解が得られ、将来にむけた保存と活用を図る一環として、悉皆調査を実施することとなった。調査は継続中であるが、五千点規模の史料群であることはほぼ固まった状況である。

目下、目録編成にむけた作業を継続中であるが、約五千点に及ぶ史料のほとんどが治水史料であり、宝暦治水前後の詳細情報を確認したほか、全長八メートルに及ぶ大型絵図や、村々の現況図など、ビジュアルな史料も豊富にあることから、関係者の協力を得て、デジタルライブラリーとして広く公開する道を探りたいと考えている。

また、この東高木家文書とは別に、輪中地帯の豪農であった森川家の文書も相当数保存されており（その一部が東高木家文書に混入しており、現状記録のうえ分離する予定）、高木家に対する輪中村落の動きや笠松代官所の水防役人としての活動など、木曾三川流域史の豊富化につながる重要な内容を有していることから、今後、これらの文書についても調査を実施する計画である。

三つには、これも個人所蔵史料であるが、大垣市在住の方から依頼があり、西高木家から流出したとみられる文書約六点を調査した。支配（寺社）、家臣（扶持）、家政（江戸留守居、仏事）、財政（借財、物産）といった内容を含んでいるが、さらに追加史料がある見込みであり、全点整理後に目録化して報告する予定である。

整理済み文書の概要

1 補B・4・1（支配・法令・幕法）

この項目では、幕府の触書対象に、整理番号三九三あ〜四九の一点を整理した。

时期的には、宝暦二年（一七六一）から、慶応元年（一八六五）までの文書が含まれる。内容的には、大御所徳川家重や和宮実母観行院などに対する穏便触や改元通知のほか、幕府触を知行地へ触出すに際しての取り決めなどがある。

2 補B・4・3（支配・法令・その他）

この項目では、笠松郡代鈴木門三郎支配所や大垣藩領など幕領・他領の法令、改元詔書写、京都町触、触書の貸借関係、制札入用に関する文書九点を整理した（整理番号二六〜三四）。

3 補B・7・1（支配・一揆・一揆）

この項目では、高木家領内における文化一四年（一八一七）、文政六年（一八二三）、弘化二年（一八四五）、明治二年（一八六九）に起きた農民闘争に関わる史料、及び他領の百姓一揆情報を含め、整理番号一九二〜二五の二二点を整理した。

文化一四年の一件は、下多良村百姓が家老土屋舎人の処分を要求して起きた騒動であるが、その処理をめぐる大垣藩戸田右京と高木家の連携を示す書状を収めた。また、文政六年に西高木家領の時郷で起きた騒動については、依然不明な部分が多いが、当主の妻の在所である膳所本多家に対し、徒党強訴の取捌き方を照会した文書（一部を左掲）から、領主側の対応の一端を知ることができる。

一 徒党之事

但シ村々之内江寄り集り候歟、或者屋敷・陣屋等江詰寄候節取捌方

一 村々之在来申立候節取捌方

一 欠込出訴之者共取捌方

一 村々一統候上及吟味申口不相立節、追放或者闕所候程之儀、又

附属図書館二 三年春季特別展「川とともに生きてきた」

前回の調査報告でも触れたように、新たに北高木家に関する文書群の存在を確認することができた。高木家の分家である北高木家は、維新後まもなく絶家となったため、関係史料は散逸したか灰燼に帰したものと考えられてきた。しかし、岐阜県内のある個人宅に、北高木家に関する文書群が存在するとの情報がよせられ、一年十二月、予備調査を行ったところ、北高木家文書を核とする大変貴重な史料群であることが判明した。その後、高木家屋敷遺構ほか関係資料の調査・保存を行ってきた岐阜県上石津町教育委員会及び愛知県教育委員会との連携のもと、地域貢献特別支援事業費（文部科学省）の措置をうけ、鋭意調査を進めているところである。

そこで、この間における調査事業の成果を広く公開するため、先の岐阜県上石津町教育委員会をはじめ、愛知・岐阜・三重の各県教育委員会及び名古屋市教育委員会の後援を得て、二年三月七日から十日間の日程で、「川とともに生きてきた 新発見史料・北高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術」をテーマとする展示会及び講演会を開催した。

展示会では、整理済み文書のうち、文書群全体を代表する治水文書を対象を絞って特徴的な史料を選び、「川通掛（北）高木家」「宝暦治水前後」「流域治水と身分制」の三部構成により、木曾三川流域での人と自然の関係史をたどる試みとした。

今回、特に重視したのは、現代でも難問とされる土砂の堆積作用がもたらす問題とそれへの流域村々、関係機関の対応である。北高木家関係文書には、西高木家文書や笠松堤方文書では比較的手薄な一八世紀初頭の治水史料が豊富に含まれており、その中から土砂堆積、水位上昇がもたらす逆水や排水障害など、河川環境の変化をめぐる地域間の確執と調整に関する事例を選択展示した。

この問題の延長線上に浮かび上がってくるのが、三川分流に挑んだ「宝暦治水」事業である。「この事業計画については、従来、史料の根拠が明示されないまま、幕府勘定吟味役と美濃郡代を兼任した井沢弥惣兵衛が永の創意によるものとされてきた。しかし今回、北高木家関

係文書を精査するなかで、むしろ、地域村々による現状分析にもとづく改善策として現れてきたプランを、幕府が採用した蓋然性が高いのではないかと考えるに至り、関連絵図を掲げて問題提起を試みた。

また、関連企画として三月二日には「地域資料の高度活用にもついで」と題した講演会が開かれ、秋山昂則「北高木家文書にみる木曾三川流域治水」、溝口常俊「甦る地域空間 尾張と美濃の近世・近代」、逸村 裕「大学と地域社会 情報資源コラボレーションの可能性」という三本の講演が行われた。講演を通して、地域に残された歴史情報資源の統合のメリットと展望、地理情報システムを用いた地域像の復元と比較考察、大学と地域とのコラボレーション可能性など、今後の展開を考える上で大変重要な論点が提示された。こうした課題を見据えながら、文書群全体の整理や保存環境整備を図るとともに、構想中の「名古屋大学学術情報コラボレーションシステム」での活用にもけた取り組みを進めることとした。

なお、展示会・講演会の詳細については、展示会にあわせて刊行された図録『川とともに生きてきた』及び『館灯』一四八号 <http://www.nui.nagoya-u.ac.jp/kohokantokantoi148.pdf>も参照されたい。

本学以外における高木家文書の所蔵

附属図書館所蔵高木家文書の整理・研究の高度化及びそれを通じた社会貢献を構想するうえで、関連史料群の調査・データ収集は重要な課題である。この間、学外で行った関連史料調査は次の通りである。一つは、前掲の北高木家に関する文書群の継続調査である。襖下張や断簡零墨の接合・復元作業なども含め、悉皆調査を行った結果、総数四千点の文書群として確定することができた。

内容的には、北高木家本体に関わる史料も散見されるが、中核部分は、川通役人を務めた家臣のもとに蓄積された史料と考えられる。特に、従来知られていなかった一八世紀初頭の願書や絵図など、治水史料に特色がある。また、北家の家臣団や家臣の家史料、維新前後の記録など、大変興味深い内容を含んでいる。今後、文書相互の関係や文書群の構造分析を視野にいれながら目録編成を行い、速やかに成果を

高木家文書調査報告（補遺12）

A research report on the Takagi family documents (Supplement12)

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

秋 山 晶 則
AKIYAMA, Masanori

Abstract

"The Takagi family documents" now in the Nagoya University Library had been possessed from the Takagi family at 1949. The Takagi family who were "Hatamoto" with the title position of "Kohtai yoriai" in the Edo period. This documents is well known as the so-called treasury of the Kiso 3 rivers improvement historical records. The total number of this documents us estimated over 100 thousands. About 52 thousands of them had been already researched and sorted out. We have been investigating into the rest of 48 thousands, and we have reported the summary of our investigation at times.

名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書は、関ヶ原合戦直後の慶長六年（一六一六）に美濃国石津郡時・多良両郷（現在の岐阜県養老郡上石津町域）へ領地を宛行われて以降、版籍奉還まで二七一年間近く同地を支配し続けた旗本交代寄合の高木家旧蔵文書群である。同家は、分家の東・北高木家とともに交代寄合美濃衆として大名並の格式を付与され、江戸時代を通じて普請奉行・普請見廻役など木曾三川流域の「川通御用」の役儀を勤めた。また、維新後も同地に居住し、学区取締や郡長・衆議院議員などの公職を歴任している。

文書群の内容にもこうした履歴が反映しており、治水・領地支配・家政・維新関係などに特徴的な史料を多数含み、その総点数は十萬点規模に達するものと推定される。旗本文書が幕府瓦解により散逸してしまつた中で、他に例をみない、傑出した規模と内容を有するものとして、全国的にも注目を集めている文書群である。そのうち、五二、四九点については、全学事業として一九八二年度までに五巻の目録を完成し、現在、研究等のため閲覧利用に供されている。その後、一九九一年四月から、年代測定資料研究センター（二〇〇一年四月に年代測定総合研究センターに改組）を中心に、未整理で残された数万点に及ぶ書状・書付類などに関する調査・研究が再開され、二〇〇一年八月からは、新設された附属図書館研究開発室において、ハイブリッド図書館構築にむけ、伊藤圭介文庫等を含む附属図書館所蔵資料の研究開発活動の一環として、調査・研究が行われている。

今回の報告では、二〇〇二年四月から二〇〇四年三月までの調査を対象に、調査成果をふまえ開催された附属図書館展示会の企画内容、名古屋大学以外の所蔵にかかる高木家文書関連史料の調査概要（北高木家約四、〇〇〇点、東高木家約五、〇〇〇点など）、及び新たに整理された本学所蔵（西）高木家文書一、一四〇点の概要についてそれぞれ紹介する。